

品川翔英中学校・高等学校

「同窓会」規約

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は、品川翔英中学・高等学校「同窓会」と称する。 本会

第2条（場所） の事務所は品川翔英中学校・高等学校職員室に置く。

〒140-0015 東京都品川区西大井1-6-13

品川翔英中学・高等学校内 同窓会

電話03-3774-1151

第2章 目 的

第3章（目的） 本会は、会員相互の親睦を図り、合わせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3章 組 織

第4条（会員） 本会は次の会員をもって組織する。

1. 普通会員・・・品川翔英中学・高等学校の卒業生とする。

2. 特別会員・・・母校現職員

3. 客 員・・・母校旧職員

第4章 役員及び任務

第5条（役員） 本会の下に役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副会長 4名

3. 会計監事 3名

4. 会 計 3名

5. 常任幹事 2名

第6条（任務） 任務は以下のものとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は其の業務を代行する。

3. 会計監事は本会の会計事務を監査する。

4. 会計は本会会費、その他の支出入を掌る。

5. 常任幹事、幹事は本会の施策に参画する。

第7条（選出） 会長、副会長、その他役員は、幹事会に於いて幹事の中から選任する。

第8条（任期） 選出された役員は任期を1年とする。但し再選を妨げない。

第9条（決議） 本会の機関は、総会、幹事会で行う。

1. 総会は毎年5月会長が招集する。

2. 幹事会は毎年4月に会長が招集する。

会議の議決は出席者の過半数にて決める。

第5章 活 動

第10条（事業） 本会目的達成のために次のことを行う。

1. 母校の発展に寄与する活動をする。

2. 同窓会会報の刊行及び同窓会名簿の作成。

3. その他、目的達成のために必要な活動をする。

第6章 慶弔規定

第11条（慶弔） 本会は、母校及び普通会員（役員）・特別会員・客員の慶事並びに凶事のあるとき、次の規定に従って慶弔の意を表す。

①慶事

母校

I、慶事・・・・・・・・・・協議による

特別会員

II、退職

- 1年～9年・・・・・・・・記念品
- 10年～20年・・・・・・・・金1万円也
- 21年～30年・・・・・・・・金3万円也
- 31年～満期・・・・・・・・金5万円也

②凶事

母校

- I、凶事・・・・・・・・・・協議による
役員・特別会員・客員

- I、会員が死亡した場合・・・・・・・・花環代

第7章 会 議

第12条（総会） 本会は、毎年1回定期総会を開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第13条（議事） 総会の議事はおよそ次の通りとする。

1. 会務報告
2. 決算及び予算報告
3. その他

第8章 会 計

第14条（入会金） 普通会員は入会に際し入会金を納入する。

第15条（経費） 本会の経費は、入会金・寄付金その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第9章 附 則

第17条 平成21年 4月14日 一部改正 当日より実施する。

平成24年 4月1日 一部改正 当日より実施する。